

## 「経営者保証に関するガイドライン」にかかる当組合の取り組み方針

天童市農業協同組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ下記の通り対応させていただきます。

- 「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、経営者保証に依存しない融資に努めてまいります。
- 経営者保証が必要であると判断した場合には、保証を求める理由を具体的に説明するとともに、経営者保証の変更・解除の可能性を高めるための改善方法について、お客様にご理解いただけるよう努めてまいります。

### 保証契約の必要性の判断要件

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
  - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないか。
  - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。
  - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか。
  - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。
- 既存の保証契約の見直しに関するお申し出を受けた際には、変更・解除について検討を行い、経営課題の解決へとつなげてまいります。
  - 保証人の方から「経営者保証に関するガイドライン」に即した保証債務の整理申し立てを受けた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応してまいります。
  - 事業継承においては、前経営者と後継者から二重に保証を求めるのではなく、保証契約の必要性を改めて検討し、債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行ってまいります。